国立大学法人静岡大学教職員給与規程

29.3.1 最終改正

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第２８条の規定に基づき、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）に勤務する就業規則第２条に規定する教職員（以下「教職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定める。

２　給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他の関係法令の定めるところによる。

（給与の種類）

第２条　教職員の給与は、基本給及び諸手当並びに賞与とする。

（基本給の適用範囲）

第３条　基本給は、職務内容その他の労働条件を考慮して決定する。

２　基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　一般職基本給表（一）　（別表第１）
(2)　一般職基本給表（二）　（別表第２）
(3)　教育職基本給表（一）　（別表第３）
(4)　教育職基本給表（二）　（別表第４）
(5)　教育職基本給表（三）　（別表第５）
(6)　医療職基本給表（一）　（別表第６）
(7)　医療職基本給表（二）　（別表第７）
(8)　特別職基本給表　　（別表第８）

３　前項各号の各基本給表の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　第１号の適用を受ける者　事務職員及び技術職員
(2)　第２号の適用を受ける者　技能職員及び労務職員
(3)　第３号の適用を受ける者　教授、准教授、専任講師、助教、助手及び教務職員
(4)　第４号の適用を受ける者　附属特別支援学校に勤務する副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
(5)　第５号の適用を受ける者　附属学校園（附属特別支援学校を除く。）に勤務する副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
(6)　第６号の適用を受ける者　栄養士
(7)　第７号の適用を受ける者　看護師及び保健師
(8)　第８号の適用を受ける者　研究教育等で特に顕著な業績を有する教職員又は極めて高度な専門的知識及び資格等をもって教育研究に従事する教職員

４　第２項各号の基本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。

（諸手当）

第４条　諸手当は、次の各号に掲げる区分による。

(1)　扶養手当
(2)　管理職等手当
(3)　地域調整手当
(4)　広域異動手当
(5)　住居手当
(6)　通勤手当
(7)　単身赴任手当
(8)　特殊勤務手当
(9)　時間外労働手当
(10)　深夜労働手当

（11）大学院調整手当
（12）特別支援学校教員調整手当
（13）特別資格調整手当
（14）義務教育等教員特別勤務手当
（15）教職調整手当

（賞与）

第５条　賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

（給与の支給日）

第６条　基本給、扶養手当、管理職等手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、 単身赴任手当、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、特別資格調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整手当は、月末までの全額を当月１７日に、特殊勤務手当、時間外労働手当及び深夜労働手当は、月末までの分を翌月１７日に支給する。 ただし、支給日（この項において、毎月１７日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

２　期末手当及び勤勉手当は、６月３０日及び１２月１０日に支給する。ただし、支給日（この項において、６月３０日及び１２月１０日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

３　通勤手当は、第１９条第６項に規定する支給単位期間に係る最初の月の給与の支給日に支給する。

（給与の支払）

第７条　教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払うものとする。ただし、法令又は協定に基づき教職員の給与から控除すべき金額がある場合には、教職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

２　教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第６条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を日割により速やかに支払う。

(1)　本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産、病気、災害及び葬儀の費用に充てるとき。

(2)　本人又はその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により１週間以上帰郷する場合

(3)　その他学長が特に必要と認めた場合

３　教職員が給与の全部又は一部につき自己の指定する預金口座又は貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

４　前３項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の形態）

第８条　教職員の給与のうち基本給及び諸手当は、月給制とする。

第２章　基本給の決定

（初任給）

第９条　新たに採用する教職員の初任給は、学歴、免許・資格、職務経験及び能力、責任の度合等を考慮して、別に定める。

（昇格）

第１０条　勤務成績が良好な教職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。

２　教職員を昇格させる場合、その者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。

（昇給）

第１１条　教職員（特別職基本給表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、毎年１月１日に、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて行われた当該各号に定める人事評価又は勤

務評定の結果及び同日前１年間の勤務状況等（以下この条において「人事評価等の結果等」という。）に基づく勤務成績に応じて行うものとする。ただし、財政状況等によっては、これを行わないことがある。

(1)　教員（国立大学法人教職員人事評価実施規程（以下「評価規程」という。）第３条第１号に規定する教員をいう。第３０条第１項において同じ。）　昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第６条第１項第３号に規定する年間活動状況に関する報告書及び同条第２項に規定する教員データベースのデータ並びに評価規程第５条第３号に掲げる事項に基づく人事評価

(2)　領域の長（評価規程第３条第２号に規定する領域の長をいう。第３０条第１項において同じ。）　昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第１２条第３号に規定する年間活動状況に関する報告書に基づく人事評価

(3)　部局等の長（評価規程第３条第３号に規定する部局等の長をいう。第３０条第１項において同じ。）　昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第１２条第３号に規定する年間活動状況に関する報告書に基づく人事評価

(4)　副学長（評価規程第３条第４号に規定する副学長をいう。第３０条第１項において同じ。）　昇給日の属する年度の前年度に係る評価規程第１２条第３号に規定する年間活動状況に関する報告書に基づく人事評価

(5)　職員（評価規程第３条第５号に規定する職員をいう。第３０条第１項において同じ。）　昇給日の属する年度の前年度１０月から当該年度９月までの期間に係る評価規程第１７条第１項に規定する能力評価シートに基づく人事評価並びに昇給日の属する年度の前年度１０月から３月までの期間及び昇給日の属する年度の４月から９月までの期間に係る同条第２項に規定する業績評価シートに基づく人事評価

(6)　附属学校園の教員　国立大学法人静岡大学教育学部附属学校園の教員に係る勤務評定実施規程に基づく勤務評定

２　前項に規定する人事評価又は勤務評定の対象とならなかった教職員に係る昇給については、昇給日前１年間における勤務状況等に基づく勤務成績に応じて行うものとする。

３　前２項の規定により教職員（次項に掲げる教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、人事評価等の結果等が良好であった教職員の昇給の号給数を４号給（一般職基本給表（－）７級以上及び教育職基本給表（－）５級以上の教職員（以下「特定教職員という。）にあっては、３号給）とすることを標準として次条に定める基準に従い決定するものとする。

４　５５歳（一般職基本給表（二）の適用を受ける職員にあっては、５７歳）を超える教職員の第１項又は第２項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合、又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて次条に定める基準に従い決定するものとする。

５　教職員の昇給は､その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

（昇給区分及び昇給の号給数）

第１２条　教職員を前条第１項又は第２項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、次項の規定により決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第９に定める号給数とする。

２　教職員の昇給区分は、人事評価等の結果等に基づき、当該教職員が次の各号に掲げる教職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定する。

(1)　勤務成績が極めて良好である教職員　A

(2)　勤務成績が特に良好である教職員　B

(3)　勤務成績が良好である教職員　C

(4)　勤務成績がやや良好でない教職員　D

(5)　勤務成績が良好でない教職員　E

３　前年の昇給日後に新たに教職員となった教職員の昇給の号給数は、第１項の規定にかかわらず、同項の規定する号給数に相当する数に、その者の新たに教職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を１

２月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。
４　前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、第１項の規定にかかわらず、別表第９のＣ欄に定める号給数以下の号給数とする。
５　第１項、第３項及び第４項の規定による号給数が０となる教職員は、昇給しない。
６　前条及び前５項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
（降給）
第１３条　就業規則第２６条各号のいずれかに該当する教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級又は号給にこれを降給させることがある。
２　教職員を降給させる場合、その者の基本給月額及びこれを受けることとなる期間については、別に定める。
第１４条　削除
第３章　手当
（扶養手当）
第１５条　扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。」）に係る扶養手当は、一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が９級以上であるものに対しては支給しない。
２　前項の扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその教職員の扶養を受けている者をいう。
(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(2) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子
(3) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫
(4) 満６０歳以上の父母及び祖父母
(5) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹
(6) 重度心身障害者
３　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき 6,500 円（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び教育職基本給表(一)の適用を受ける教員でその職務の級が５級以上であるものにあっては、3,500 円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき 10,000 円とする。
４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
５　前４項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（管理職等手当）
第１６条　管理職等手当は、別に定める管理又は監督等の地位にある職員について、その特殊性に基づき支給する。
２　管理職等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（地域調整手当）
第１７条　地域調整手当は、別に定める支給地域に在勤する教職員に支給する。
２　地域調整手当の月額は、基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、扶養手当及び管理職等手当の月額の合計額に、別に定める支給地域に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
３　前２項に規定するもののほか、地域調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（広域異動手当）
第１７条の２　教職員が事業場を異にして異動した場合において、異動の直前に在勤していた事業場の所在地と異動の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離（以下「事業場間の距離」という。）及び異動の直前の住居と異動の直後に在勤する事業場の所在地との間

の距離がいずれも６０キロメートル以上であるときは、当該教職員には、当該異動の日から３年を経過する日までの間、基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当、扶養手当及び管理職等手当の月額の合計額に当該異動に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

(1) ３００キロメートル以上　　１００分の１０

(2) ６０キロメートル以上３００キロメートル未満　　１００分の５

２　前項の広域異動手当の支給割合は、同項の規定による広域異動手当の支給割合から地域調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、同項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

３　前２項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第１８条　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（本学及び国等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）に支給する。

２　住居手当の月額は、次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

イ　月額 23,000 円以下の家賃を支払っている教職員

家賃の月額から 12,000 円を控除した額

ロ　月額 23,000 円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から 23,000 円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が 16,000 円を超えるときは、16,000 円）を 11,000 円に加算した額

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第１９条　通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である教職員を除く。

(1)　通勤のため別に定める交通機関（以下「交通機関」という。）を利用してその運賃（以下「運賃」という。）を負担することを常例とする教職員

(2)　通勤のため自動車、自動二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員

(3)　通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員

２　徒歩により通勤することが困難である教職員については、前項各号により通勤手当を支給することができる。

３　通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

(1)　第１項第１号に掲げる教職員にあっては、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（以下「１か月当たりの運賃等相当額」という。）が、55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１か月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2)　第１項第２号に掲げる教職員にあっては、次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

イ　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である教職員　2,000 円

ロ　使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である教職員　4,200 円

ハ　使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である教職員　7,100 円

ニ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員　10,000円
ホ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員　12,900円
ヘ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員　15,800円
ト　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員　18,700円
チ　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員　21,600円
リ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員　24,400円
ヌ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員　26,200円
ル　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員　28,000円
ヲ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員　29,800円
ワ　使用距離が片道60キロメートル以上である教職員　31,600円

(3)　第１項第３号に掲げる教職員にあっては、別に定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額（１か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

４　転勤等により通勤の事情に変更を生じることとなった教職員で、通勤のため新幹線、特別急行列車又は有料道路を利用する場合、その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び前項の規定による額の合計額とする。

５　前項の規定の適用を受ける教職員のうち、静岡県内における転勤等で、かつ通勤のため新幹線を利用する教職員については、前項の規定中「別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額（その額を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び前項の規定による額の合計額とする。」とあるのは、「別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）に相当する額及び前項の規定による額の合計額とする。」と読み替えるものとする。

６　通勤手当を支給される教職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

７　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６か月を超えない範囲内で１か月を単位として別に定める期間をいう。

８　前７項までに規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第２０条　業務命令による事業場を異にする異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で赴任する教職員には、単身赴任手当を支給する。

２　出向協定等に基づき採用された教職員が、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で赴任する教職員には、単身赴任手当を支給する。

３　前２項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第２１条　特殊な勤務に従事する教職員に、特殊勤務手当を支給する。
２　特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（時間外労働手当）
第２２条　国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程に定める所定の労働時間を超えて勤務することを命じられた教職員には、所定の労働時間を超えて勤務した時間（以下「時間外労働」という。）に対して、勤務１時間につき、第３５条に定める勤務１時間当たりの給与額に次の各号に掲げる率を乗じた額を時間外労働手当として支給する。
(1)　法定休日における時間外労働　１００分の１３５
(2)　前号以外の時間外労働　　１００分の１２５
(3)　前号の時間外労働の時間が、１か月に６０時間を超えた場合は、その６０時間を超えた時間に対しては、１００分の１５０（国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程第４条の３の規定により、代替休暇が指定され、当該代替休暇を取得したときは、６０時間を超えた時間外労働のうち、当該代替休暇時間の指定に代えられた時間外労働の時間については、１００分の１２５）
２　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する教職員には適用しない。
(1)　別に定める管理職
(2)　前号以外の者で、支給されている管理職等手当が実際に支払うべき割増賃金額を上回っている教職員
(3)　支給されている教職調整手当が、実際に支払うべき割増賃金額を上回っている本学附属学校園に勤務する教諭、養護教諭及び栄養教諭
３　支払うべき時間外労働手当が、管理職等手当及び教職調整手当を上回るときは、その差額を支給する。
４　前３項に規定するもののほか､時間外労働手当の支給に関し必要な事項は､別に定める。
（深夜労働手当）
第２３条　午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命じられた教職員には、第３５条に定める時間単価に次に定める率を乗じて得た深夜労働手当を支給する。　１００分の２５
２　時間外労働が深夜労働に及んだ場合は、併給する。
（大学院調整手当）
第２４条　大学院調整手当は、本学大学院研究科(自然科学系教育部を含む。)の担当を命じられ、授業又は主任指導等を担当する教員に支給する。
２　大学院調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（特別支援学校教員調整手当）
第２５条　本学附属特別支援学校に勤務する教員には、特別支援学校教員調整手当を支給する。
２　特別支援学校教員調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（特別資格調整手当）
第２６条　特別資格調整手当は、教育職基本給表（一）の適用を受ける教員で、医師法に規定する医師免許証を有する者には、採用の日から３５年の期間、採用の日（採用後別に定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて支給する。
２　特別資格調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（義務教育等教員特別手当）
第２７条　本学附属学校園に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
２　前項において、「教員」とは、教頭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。
３　前２項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
（教職調整手当）
第２８条　本学附属学校園に勤務する教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教諭、養護教諭及び栄養教諭に対し教職調整手当を支給する。
２　教職調整手当は、教育職基本給表（二）及び教育職基本給表（三）の適用を受ける者の

うちその属する職務の級がその基本給表の２級である者には、その者の基本給月額の１００分の４に相当する額を支給する。

３　教職調整手当は、給与が第３６条の規定により減額される場合においても減額されないものとする。

４　前３項に規定するもののほか、教職調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第４章　賞与

（期末手当）

第２９条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員及びこれらの基準日前１か月以内に退職し、若しくは就業規則第３３条の規定により解雇され、又は死亡した教職員に対して、それぞれ第６条第２項で定める日に支給する。ただし、別に定める教職員は除く。

２　期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき基本給、大学院調整手当、特別支援学校教員調整手当（以下「基本給の月額」という。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を基礎として、役員会が定める。

３　前項に規定する基礎となる基本給の月額等の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)　基本給の半減が減ぜられた場合の算定の基礎となる基本給の月額は、第３４条の規定による半減後の額による。

(2)　休職者の場合には、第３１条に規定する支給率を乗じない基本給月額による。

(3)　前基準日の翌日から当該基準日の間において、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程によらない欠勤、国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程第２５条及び国立大学法人静岡大学教職員介護休業等規程第１５条に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）又は懲戒処分により給与が減額されている場合には、減額前の基本給月額による。

(4)　前項の「これらに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額」とは、地域調整手当又は広域異動手当が支給される教職員にあっては基本給及び扶養手当の月額の合計額に地域調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、１円未満の端数を切り捨てた額とする。

４　教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第３９条の規定により懲戒解雇された場合

(2)　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された教職員（前号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

５　前４項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第３０条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員（別に定める教職員を除く。以下この条において同じ。）及びこれらの基準日前１か月以内に退職し、若しくは就業規則第３３条の規定により解雇され、又は死亡した教職員に対して、基準日以前６か月以内の期間におけるその者に係る次の各号に掲げる教職員の区分に応じて行われた当該各号に定める人事評価又は勤務評定の結果及び基準日以前６か月以内の期間における勤務状況等（以下この条において「人事評価等の結果等」という。）に基づく勤務成績に応じて、それぞれ第６条第２項に定める日に支給する。ただし、当該人事評価又は勤務評定の対象とならなかった教職員に係る勤勉手当については、基準日以前６か月以内の期間における勤務状況等に基づく勤務成績に応じて支給するものとする。

(1)　教員　６月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の前年度１０月から３月までの期間に係る評価規程第６条第１項第２号に規定する後期活動状況に関す

る報告書及び評価規程第５条第３号に掲げる事項に基づく人事評価とし、１２月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の４月から９月までの期間に係る評価規程第６条第１項第１号に規定する前期活動状況に関する報告書及び評価規程第５条第３号に掲げる事項に基づく人事評価とする。

(2)　領域の長　６月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の前年度１０月から３月までの期間に係る評価規程第１２条第２号に規定する後期活動状況に関する報告書に基づく人事評価とし、１２月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の４月から９月までの期間に係る同条第１号に規定する前期活動状況に関する報告書に基づく人事評価とする。

(3)　部局等の長　６月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の前年度１０月から３月までの期間に係る評価規程第１２条第２号に規定する後期活動状況に関する報告書に基づく人事評価とし、１２月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の４月から９月までの期間に係る同条第１号に規定する前期活動状況に関する報告書に基づく人事評価とする。

(4)　副学長　６月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の前年度１０月から３月までの期間に係る評価規程第１２条第２号に規定する後期活動状況に関する報告書に基づく人事評価とし、１２月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の４月から９月までの期間に係る同条第１号に規定する前期活動状況に関する報告書に基づく人事評価とする。

(5)　職員　６月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の前年度１０月から３月までの期間に係る評価規程第１７条第２項第２号に規定する業績評価シートに基づく人事評価とし、１２月１日を基準日とする勤勉手当にあっては同日の属する年度の４月から９月までの期間に係る同項第１号に規定する業績評価シートに基づく人事評価とする。

(6)　附属学校園の教員　国立大学法人静岡大学教育学部附属学校園の教員に係る勤務評定実施規程に基づく勤務評定

２　勤勉手当の額は、第１項の教職員が、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額を基礎として、役員会が別に定める基準に従って定められた割合を乗じて得た額とする。

３　前項に規定する基礎となる基本給の月額等の取扱いは次のとおりとする。

(1)　前条第３項第１号、第３号及び第４号の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

(2)　前項の「基本給の月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額」とは、地域調整手当又は広域異動手当が支給される教職員にあっては基本給の月額に地域調整手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。ただし、１円未満の端数を切り捨てた額とする。

４　前条第４項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

５　前４項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第５章　休職、休業及び病気休暇期間中の給与

（休職者の給与）

第３１条　教職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第２３条第１項第１号の規定により、長期休養を要する場合に該当して休職を命じられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところに従い、休業補償給付若しくは傷病補償年金又は休業給付若しくは傷病年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

２　教職員が前項の傷病以外の傷病により就業規則第２３条第１項第１号の規定による休職の場合には、その休職期間が１年（結核性疾病にあっては２年、附属学校園教員の結核性疾病で特に必要があると認めるときは、３年までの期間）に達するまでは、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、特別資格調整手当及び期末手当の１００

分の８０を支給し、その他の手当については支給しない。
3　教職員が就業規則第２３条第１項第２号の規定による休職を命ぜられた場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当及び特別資格調整手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給し、その他の手当については支給しない。
4　就業規則第２３条第１項第３号、第５号又は第６号の規定による休職の場合には、その休職期間中、基本給、扶養手当、地域調整手当、広域異動手当、住居手当、特別資格手当及び期末手当のそれぞれ１００分の７０以内を支給し、その他の手当については支給しない。ただし、就業規則第２３条第１項第３号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、１００分の１００以内を支給することができる。
5　就業規則第２３条第１項第４号、第７号及び第８号の規定による休職期間については、給与を支給しない。
6　第２項から第４項までの規定による基本給、地域調整手当及び広域異動手当の月額に１円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
7　第２項又は第４項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で基準日前１か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

（育児休業等の給与）

第３２条　国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程により育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
(1)　育児休業期間については、給与を支給しない。
(2)　育児休業期間中の教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
イ　第２９条第１項に規定するそれぞれの基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員
ロ　第３０条１項に規定するそれぞれの基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある教職員
(3)　育児休業を終了した教職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の教職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(4)　育児短時間勤務の承認を受けて勤務する教職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、その者の受ける号給に応じた額に、国立大学法人静岡大学教職員育児休業等規程第１２条の規定により承認された１週間当たりの勤務時間を国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程第３条に規定する１週間当たりの所定労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
(5)　育児短時間勤務職員の第１６条、第２４条、第２５条、第２６条及び第２７条に規定する手当の額は、その者が育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合に受けることとなる手当の額に、算出率を乗じて得た額とする。
(6)　育児短時間勤務職員においては、第２９条及び第３０条に規定する「基本給の月額」は、「基本給の月額を算出率で除して得た額」と読み替える。
(7)　育児短時間勤務職員においては、第２２条第１項の規定は、「国立大学法人静岡大学教職員労働時間等に関する規程に定める所定の労働時間を超えて勤務することを命じられた教職員には、第３５条に定める時間単価に次の各号に掲げる率を乗じて得た時間外労働手当を支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第２号に掲げる勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が８時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間あたりの給与額に、１００分の１００を乗じて得た額とする。」と読み替える。
(8)　教職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第３６条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、第３５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額し

て給与を支給する。
(9)　前８号に規定するもののほか、育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。
（介護休業等の給与）
第３３条　国立大学法人静岡大学教職員介護休業等に関する規程により介護休業をする教職員の給与については、第３６条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない１時間について第３５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
２　教職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第３６条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、第３５条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
３　前２項に規定するもののほか、介護休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。
（自己啓発等休業の給与）
第３３条の２　国立大学法人静岡大学教職員自己啓発等休業規程により自己啓発等休業をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。
(1)　自己啓発等休業の期間については、給与を支給しない。
(2)　自己啓発等休業をした教職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の教職員との均衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(3)　前２号に規定するもののほか、自己啓発等休業の給与に関し必要な事項については、別に定める。
（基本給の半減）
第３４条　教職員が、国立大学法人静岡大学教職員休暇等規程第８条の規定に基づき承認された病気休暇の開始の日から起算して９０日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇の期間（一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかつた日に限る。）につき、基本給並びに大学院調整手当及び特別支援学校教員調整手当の半額を減ずる。ただし、同条第１項各号に掲げる場合を除く。
（長期欠勤の給与）
第３４条の２　教職員が月の初日から末日まで全日数にわたって欠勤した場合は、基本給及び諸手当を支給しない。

第６章　給与の計算

（勤務１時間当たりの給与額の算出）
第３５条　第２２条及び第２３条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、基本給月額、大学院調整手当及び特別支援学校教員調整手当並びにこれらに対する地域調整手当及び広域異動手当の合計額を１か月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。
（給与の減額）
第３６条　教職員が所定労働時間の一部又は全部を勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、前条に規定する勤務１時間あたりの給与額（円未満四捨五入）にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
２　前項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の基本給に対する額、地域調整手当に対応する額及び広域異動手当に対応する額を、次の各号に掲げるところにより計算し、それぞれその次の給与期間以降の基本給、地域調整手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、基本給、地域調整手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。
(1)　基本給に対応する額の減額
　基本給の月額÷１か月の平均所労働時間数（円未満四捨五入）×勤務しない時間数。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第３４条の２の規定により基本給を全額支給しない。
(2)　地域調整手当に対応する額の減額
　（基本給の月額＋基本給の月額に対する地域調整手当）÷１か月の平均所定労働時数（円未満四捨五入）×勤務しない時間数－基本給の月額÷１か月の平均所定労働時間数

（円未満四捨五入）×勤務しない時間数。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第３４条の２の規定により地域調整手当を全学支給しない。

(3)　広域異動手当に対応する額の減額

（基本給の月額＋基本給の月額に対する広域異動手当）÷１か月の平均所定労働時間数（円未満四捨五入）×勤務しない時間数－基本給の月額÷１か月の平均所定労働時間数（円未満四捨五入）×勤務しない時間数。ただし、給与期間において勤務すべき全時間数を勤務しないときは、第３４条の２の規定により広域異動手当を全額支給しない。

３　第１項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における勤務しなかった時間数の合計である。なお、合計時間数に１時間未満の端数が生じたときは、３０分以上の端数は１時間に切り上げ、３０分未満の端数は切り捨てる。

（日割計算）

第３７条　新たに教職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

２　教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

３　教職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

５　前４項の規定は、第１６条に規定する管理職等手当、第１７条に規定する地域調整手当及び第１７条の２に規定する広域異動手当の支給について準用する。

（端数計算）

第３８条　第２２条及び第２３条の規定により勤務１時間につき支給する時間外労働手当及び深夜労働手当並びに第３２条、第３３条及び第３４条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に５０銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第３９条　この規程により計算した確定金額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（特別職基本給表を適用する教職員の取扱い）

第４０条　この規程において、特別職基本給表を適用する教職員にあっては、第１１条、第１２条、第１５条から第１８条及び第２０条から第２８条までの規定は、適用しない。

２　特別職基本給表を適用する教職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いは、学長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（基本給表の適用に関する経過措置）

第２条　第１条に規定する教職員のうち、施行日の前日において、一般職の教職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）（以下「給与法」という。）第６条第１項に規定する俸給表の適用を受けていた教職員（以下「承継教職員」という。）の施行日における第３条第２項に規定する基本給表は、行政職俸給表については一般職基本給表とし、教育職俸給表については教育職基本給表とし、医療職俸給表（二）については医療職基本給表（一）とし、医療職俸給表（三）については医療職基本給表（二）とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

２　承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第６条第１項に規定する指定職俸給表の適用を受けていた教職員で、施行日において引き続き部局長の職にある者にあっては、その職を終了するまでの間は、特別職基本給表を適用するものとする。

（基本給月額）

第３条　前条の適用を受ける教職員の施行日における基本給月額については、別に辞令を発

せられない限り、当該教職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる教職員については、施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし基本給月額を決定する。

（諸手当に関する経過措置）

第４条　承継教職員にかかる諸手当については、施行日の前日に認定されていた届出については、施行日以降も引き続き適用を受けることとして、取り扱うこととする。

（昇給停止に関する経過措置）

第５条　承継教職員のうち、施行日の前日において一般職の教職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成１０年法律１２０号）附則第１１項から第１３項までの適用を受けている教職員の昇給については、この規程第１１条第３号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定めるところにより、昇給させることができる。

（休職者の給与）

第６条　承継職員のうち、施行日の前日において給与法第２３条に規定する休職者の給与の適用を受けていた教職員の施行日における第３１条に規定する休職者の給与は、従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

２　平成１８年４月１日（以下「施行日」という。）から平成２２年３月３１日までの間、第１１条第２項及び第３項中「４号給」を「３号給」と、「３号給」を「２号給」と、「２号給」を「１号給」とそれぞれ読み替える。

３　施行日の前日において国立大学法人静岡大学教職員給与規程の適用を受けていた職員の施行日における基本給月額は、別に定める。

附　則

１　この規程は、平成１８年６月３０日から施行する。

２　一般教職員の基準号給数は、勤務成績の証明に基づき、当該一般教職員が次の各号に掲げる一般教職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1)　勤務成績が特に良好である一般教職員　　８号給

(2)　勤務成績が良好である一般教職員　　４号給

(3)　勤務成績が良好であると認められない一般教職員　３号給以下

３　別表第９及び前項の規定にかかわらず、平成１９年１月１日における第１２条の昇給号給数については、特定教職員は表ア、一般教職員は表イに定める号給数とする。

表ア　特定教職員の平成１９年１月１日における昇給号給数

昇給区分	A	B	C	D	E
５５歳未満	５号給	３号給	１号給	０	０
５５歳以上	２号給	１号給	０	０	０

備考

平成１８年４月２日以後に採用された教職員の号給数は、別に定める。

表イ　一般教職員の平成１９年１月１日における昇給号給数

昇給区分	特に良好	良　好	良好であると認められない
５５歳未満	５号給	２号給	１号給又は０（注）
５５歳以上	２号給	０	０

備考

１　一般職基本給表（二）の適用者は、「５５歳未満」を「５７歳未満」に、「５５

歳以上」を「５７歳以上」とする。

２　平成１８年４月２日以後に採用された教職員の号給数は、別に定める。

３　(注)は、学長が昇給させることが適当でないと認める場合とする。

附　則

１　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

２　平成１９年１月２日から平成２２年１月１日までの間における第１２条第２項の号給数については、別表第９にかかわらず、次の表に定める号給数とする。

昇給区分	A	B	C	D	E
５５歳未満	７号給	５号給	３号給 (特定教職員は ２号給)	１号給	0
５５歳以上	３号給	２号給	１号給	0	0

備考

一般職基本給表（二）の適用者は、「５５歳未満」を「５７歳未満」に、「５５歳以上」を「５７歳以上」とする。

３　平成２０年３月３１日までの間においては、第１７条の２第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と、同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

４　第１７条の２の規定は、平成１６年４月２日からこの規程の施行の日の前日までの間に教職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成１９年４月１日から当該異動の日以後」とする。

附　則

この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２０年３月１日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附　則

１　この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

２　育児短時間勤務職員となった者については、静岡大学教職員給与規程を適用する教職員の基本給月額の切替細則第５条第１項には該当しないものとし、同条第２項を適用する。

附　則

この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、次項から附則第５項までの規定は、平成２３年１月１日から施行する。

（５５歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給）

２　平成３０年３月３１日までの間、教職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であって、その号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が、５５歳以上に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定

職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　基本給月額　当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第３４条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。）に１００分の１．５を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に１００分の９８．５を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の基本給月額（第３４条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の基本給月額からその半額を減じた額）に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の基本給月額を減じた額（以下「基本給月額減額基礎額」という。））

(2)　地域調整手当　当該特定職員の基本給月額に対する地域調整手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当の月額）

(3)　広域異動手当　当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

(4)　期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びに基本給月額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に期末手当及び勤勉手当支給細則第２条第４項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に同細則第２条第４項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額）

(5)　勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びに基本給月額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に期末手当及び勤勉手当支給細則第２条第４項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る期間率（期末手当及び勤勉手当支給細則第３条第３項に規定する基準日前６か月以内の期間における勤務期間の区分に応じて定める割合をいう。以下同じ。）及び成績率（同項に規定する役員会が別に定める割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に同細則第２条第４項の規定による役職段階別加算割合を乗じて得た額を加算した額（同項に規定する特定幹部職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する管理職加算の加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る期間率及び成績率を乗じて得た額）

(6)　第３１条第１項から第４項まで又は第７項の規定により支給される給与　当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　第３１条第１項　前各号に定める額

ロ　第３１条第２項　第１号から第４号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ　第３１条第３項　第１号から第３号までに定める額に同項の規定により当該特定

職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　第３１条第４項　第１号から第４号までに定める額に同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ　第３１条第７項　第４号に定める額に１００分の８０を乗じて得た額(同条第４項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	６級
教育職基本給表（一）	５級
教育職基本級表（二）	４級
教育職基本級表（三）	４級
医療職基本級表（一）	６級
医療職基本級表（二）	６級

３　前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項については、人事院規則で定める取扱いを準用する。

４　第２項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての、第２２条、第２３条、第３２条第１項第８号、第３３条第１項及び第２項並びに第３６条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第３５条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を１か月の平均所定労働時間数で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を１か月の平均所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（平成２３年４月１日における号給の調整）

５　平成２３年４月１日（以下「調整日」という。）において、一般職基本給表、教育職基本給表又は医療職基本給表の適用を受ける４３歳に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成２２年１月１日（以下「調整対象昇給日」という。）において、第１１条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との均衡上必要と認められるものとして学長が別に定める教職員の調整日における号給は、この項に規定する調整がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（調整対象昇給日に昇給した教職員のうち調整の対象から除かれる教職員）

６　前項の規定にかかわらず、次に掲げる教職員については、同項の規定は適用しない。

(1)　調整対象昇給日における昇給後の号給数が、職務の級の最高の号給であるもの

(2)　調整対象昇給日の前年の昇給日（平成２１年１月１日）以後に採用された教職員で、調整対象昇給日の昇給数が本学教職員給与規程第１２条第３項の規定により決定された昇給数（以下「期間割昇給号給数」という。）である教職員であって、当該期間割昇給号給数と抑制措置（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成１９年４月１日改正）附則第２項の規定による措置をいう。）がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの

(3)　前各号に掲げる教職員に相当するものとして学長が別に定めるもの

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

（平成２４年４月１日における号給の調整）

２　平成２４年４月１日において、第３条第２項第１号から第７号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員（同日においてその職務の級における

最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該教職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日の第１１条の規定による昇給その他号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成２４年４月１日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあっては２号給）上位の号給とする。

（平成２５年４月１日における号給の調整）

３　平成２５年４月１日において、第３条第２項第１号から第７号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成２５年４月１日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあっては２号給）上位の号給とする。

（平成２６年４月１日における号給の調整）

４　平成２６年４月１日において、第３条第２項第１号から第７号に規定する基本給表の適用を受ける学長が別に定める年齢に満たない教職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日及び平成２５年４月１日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員の平成２６年４月１日の号給は、この項に規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が別に定める教職員にあっては２号給）上位の号給とする。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２５年１０月１日から施行する。

２　施行日の前日に改正前国立大学法人静岡大学教職員給与規程第１９条第４項に規定する特別料金等の額の２分の１に相当する額が支給されている教職員のうち、施行日の前日に改正前特別料金等相当額にかかる通勤手当支給細則第８条の３第１項第１号ただし書きに規定する支給単位期間（以下「支給単位期間」という。）が終期に達していない教職員については、支給単位期間のうち終期に達していない期間にかかる改正前立大学法人静岡大学教職員給与規程第１９条第５項、改正前通勤手当支給細則第８条の２第２項及び同条第３項に規定する額を施行日の属する給与支給日に返納の上、改正後国立大学法人静岡大学教職員給与規程第１９条第３項第１号又は同条同項第３号に規定する運賃等相当額及び同条第４項に規定する特別料金等の額に相当する額を施行日の属する給与支給日に支給する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２６年１２月２４日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

２　平成２６年４月１日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

３　改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成２７年１月１日における昇給に関する特例）

４　平成２７年１月１日における第１１条第３項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは「３号給」と、「３号給」とあるのは「２号給」とし、第１２条第１項の号給数については、別表第９にかかわらず、次の表に定める号給数とする。

昇給区分	A	B	C	D	E
55歳未満	7号給	5号給	3号給 （特定教職員は2号給）	1号給	0
55歳以上	1号給	0	0	0	0

備考

一般職基本給表（二）の適用者は、「55歳未満」を「57歳未満」に、「55歳以上」を「57歳以上」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

２　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（基本給の切替えに伴う経過措置）

３　教職員の基本給の切替えに伴う経過措置は、次の各号による。

(1)　切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（別に定める教職員を除く。）には、平成３０年３月３１日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１２月１日施行）附則第２項（国立大学法人静岡大学有期雇用教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１２月１日施行）附則第２項において準用する場合を含む。）の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を基本給として支給する。

(2)　切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前号の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前号の規定に準じて、基本給を支給する。

(3)　切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前２号の規定による基本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、前

２号の規定に準じて、基本給を支給する。

4　前項の規定による基本給を支給される教職員に関する国立大学法人静岡大学教職員給与規程第２８条第２項及び第３５条並びに期末手当及び勤勉手当支給細則第２条第４項の規定の適用については、「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年４月１日施行）附則第３項の規定による基本給の額との合計額」とする。

（５５歳を超える教職員に対する基本給等の減額支給）

5　国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１２月１日施行）附則第２項中「当分の間」を「平成３０年３月３１日までの間」に改める。

（広域異動手当に関する特例）

6　切替日から平成２８年３月３１日までの間に教職員が事業場を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程第１７条の２第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

7　切替日前に教職員が事業場を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程第１７条の２第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の６」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の３」とする。

附　則

この規程は、平成２７年４月２４日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成２８年３月１日から施行する。ただし、第１９条の改正規定は平成２８年４月１日から施行する。

2　この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）第３条別表第１から第７までの規定は、平成２７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立大学法人静岡大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年４月１日施行。以下「平成２７年教職員給与規程」という。）附則第３項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の教職員給与規程の規定による給与（平成２７年教職員給与規程附則第３項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）の内払とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成２９年３月１日から施行する。ただし、第１５条の改正規定は平成２９年４月１日から施行する。

2　この規程による改正後の国立大学法人静岡大学教職員給与規程（以下「改正後の教職員給与規程」という。）第３条別表第１から第７までの規定は、平成２８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の教職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人静岡大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（国立大学法人静岡大

学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成２７年４月１日施行。以下「平成２７年教職員給与規程」という。）附則第３項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）は、改正後の教職員給与規程の規定による給与（平成２７年教職員給与規程附則第３項の規定に基づいて支給された基本給を含む。）の内払とみなす。

（平成３２年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

４　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、改正後の教職員給与規程第１５条第１項ただし書きの規定は適用せず、同条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき 6,500 円（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が５級以上であるものにあっては、3,500 円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき 10,000 円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき 8,000 円（教職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については 10,000 円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき 6,500 円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については 9,000 円）」とする。

５　平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、改正後の教職員給与規程第１５条第１項ただし書きの規定は適用せず、同条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び教育職基本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が５級以上であるものにあっては、3,500 円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」とする。

６　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、改正後の教職員給与規程第１５条第１項ただし書きの規定は適用せず、同条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級」とあるのは「が８級以上」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」とする。

別表第1（第3条関係）

一般職基本給表（一）

H28. 4. 1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200			
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600			
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300			
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800			
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200			
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600			
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000			
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400			
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800			
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200			

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100			
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300				
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600				
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900				
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200				
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500				
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800				
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100				
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300				
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600				
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900				
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200				
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								

別表第2（第3条関係）
一般職基本給表（二）

H28. 4. 1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800
41	178,800	224,000	251,600	289,800	335,800
42	180,200	225,200	252,900	290,800	336,800
43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,600
50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,800	258,600	292,300	316,600	
89	220,300	258,800	292,600	316,800	
90	220,900	259,000	293,100	317,100	
91	221,500	259,400	293,600	317,400	
92	222,000	259,600	294,000	317,700	
93	222,400	259,900	294,400	317,900	
94	222,900	260,300	294,900	318,200	
95	223,400	260,600	295,400	318,500	
96	223,900	260,900	295,900	318,700	
97	224,500	261,100	296,200	318,900	
98	225,000	261,400	296,600	319,200	
99	225,500	261,600	297,100	319,500	
100	226,000	261,900	297,600	319,700	
101	226,400	262,200	298,000	319,900	
102	226,900	262,400	298,400		
103	227,500	262,700	298,700		
104	228,100	263,000	299,000		
105	228,500	263,200	299,300		
106	229,000	263,400	299,700		
107	229,500	263,700	300,100		
108	229,900	263,900	300,500		
109	230,100	264,200	300,800		
110	230,500	264,500	301,200		
111	231,000	264,800	301,600		
112	231,500	265,000	301,900		
113	231,800	265,200	302,100		
114	232,300	265,500	302,400		
115	232,800	265,700	302,700		

職務の級 号給	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額
116	233,300	265,900	302,900		
117	233,600	266,200	303,100		
118	234,000	266,500	303,400		
119	234,400	266,800	303,700		
120	234,800	267,100	303,900		
121	235,200	267,200	304,100		
122		267,500	304,400		
123		267,800	304,700		
124		268,100	304,900		
125		268,200	305,100		
126		268,500	305,400		
127		268,800	305,700		
128		269,100	305,900		
129		269,200	306,100		
130		269,500	306,400		
131		269,800	306,700		
132		270,100	306,900		
133		270,200	307,100		
134		270,500			
135		270,800			
136		271,100			
137		271,200			

別表第3（第3条関係）
教育職基本給表（一）

H28. 4. 1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	168,800	211,700	272,600	320,000	404,100	533,600
2	170,900	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600
3	172,900	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700
4	174,900	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800
5	176,900	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800
6	179,400	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200
7	181,900	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700
8	184,400	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100
9	187,000	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400
10	189,800	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200
11	192,500	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100
12	195,200	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000
13	197,800	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700
14	199,700	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100
15	201,600	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400
16	203,600	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600
17	205,600	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900
18	207,400	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700
19	209,200	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400
20	210,900	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100
21	212,800	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900
22	214,700	263,300	322,800	375,900	452,200	
23	216,600	266,200	325,400	378,000	454,600	
24	218,500	269,100	328,200	380,000	456,900	
25	220,500	271,900	330,300	381,700	458,900	
26	222,600	274,500	332,500	383,500	461,100	
27	224,700	277,000	334,700	385,400	463,200	
28	226,800	279,700	337,200	387,300	465,400	
29	228,700	282,600	339,600	389,200	467,500	
30	230,900	285,000	341,800	390,900	469,800	
31	233,200	287,200	343,900	392,600	472,000	
32	235,500	289,600	345,800	394,300	474,100	
33	237,700	292,100	348,000	396,100	476,000	
34	239,500	294,300	350,300	397,900	478,100	
35	241,200	296,800	352,600	399,500	480,400	
36	242,900	299,100	354,800	401,300	482,600	
37	244,600	301,600	356,700	402,500	484,700	
38	246,300	303,300	358,700	404,100	486,700	
39	247,800	305,000	360,800	405,700	488,600	
40	249,500	306,700	362,700	407,200	490,500	
41	251,400	308,600	364,600	408,400	492,500	
42	253,100	309,400	366,500	410,000	494,400	
43	254,500	310,300	368,300	411,500	496,100	
44	256,100	311,200	370,100	413,100	498,000	
45	257,300	312,100	372,100	414,500	499,900	
46	258,800	313,200	373,900	416,100	501,700	
47	260,400	314,100	375,500	417,500	503,500	
48	261,800	315,200	377,300	419,100	505,400	
49	263,300	316,200	379,000	420,500	507,100	
50	264,100	317,300	380,600	421,800	508,800	
51	264,800	318,200	382,400	423,100	510,600	
52	265,700	319,100	384,100	424,400	512,500	
53	266,500	320,300	385,300	425,100	514,100	
54	267,500	321,300	386,800	426,100	515,700	
55	268,300	322,400	388,200	427,000	517,400	
56	269,200	323,400	389,800	427,900	519,000	

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	269,900	324,400	391,200	428,800	520,600	
58	271,100	325,500	392,600	429,700	521,900	
59	272,100	326,600	393,900	430,600	523,200	
60	273,200	327,600	395,400	431,500	524,400	
61	274,300	328,600	396,700	432,400	525,600	
62	275,300	329,600	398,100	433,300	526,600	
63	276,200	330,700	399,600	434,300	527,600	
64	277,100	331,800	401,100	435,400	528,600	
65	278,100	332,700	402,100	436,300	529,200	
66	279,000	333,800	403,200	437,300	530,100	
67	280,100	334,600	404,200	438,300	531,000	
68	281,200	335,700	405,300	439,200	531,900	
69	282,300	336,500	406,300	440,200	532,800	
70	283,400	337,600	407,200	441,200	533,600	
71	284,400	338,600	408,000	442,100	534,300	
72	285,500	339,700	408,800	443,100	534,800	
73	286,400	340,200	409,600	444,100	535,500	
74	287,500	341,200	410,500	445,000	536,000	
75	288,500	342,200	411,300	445,900	536,800	
76	289,600	343,200	412,100	446,900	537,400	
77	290,300	344,200	412,800	447,700	537,900	
78	291,300	345,200	413,300	448,200	538,500	
79	292,300	346,100	413,700	448,900	539,100	
80	293,200	347,000	414,100	449,500	539,700	
81	294,200	348,000	414,400	450,300	540,300	
82	295,100	349,000	414,800	451,000		
83	296,000	350,000	415,100	451,300		
84	296,900	351,000	415,500	451,900		
85	297,300	351,600	415,800	452,300		
86	298,100	352,200	416,200	452,700		
87	298,900	352,800	416,600	453,100		
88	299,800	353,400	417,000	453,400		
89	300,700	354,000	417,300	453,700		
90	301,300	354,400	417,700	454,000		
91	302,000	354,800	418,100	454,500		
92	302,600	355,300	418,400	454,800		
93	303,200	355,800	418,700	455,100		
94	303,900	356,200	419,100	455,400		
95	304,600	356,700	419,400	455,700		
96	305,300	357,200	419,700	456,000		
97	305,500	357,800	420,000	456,300		
98	306,000	358,300	420,400	456,800		
99	306,500	358,700	420,700	457,100		
100	307,000	359,200	421,000	457,400		
101	307,300	359,600	421,300	457,700		
102	307,700	360,100	421,700			
103	308,000	360,400	422,000			
104	308,600	360,900	422,300			
105	309,000	361,400	422,600			
106	309,400	361,800	423,000			
107	309,700	362,300	423,300			
108	310,100	362,800	423,600			
109	310,300	363,200	423,900			
110	310,700	363,700	424,200			
111	311,100	364,200	424,500			
112	311,500	364,600	424,800			
113	311,800	365,000	425,100			
114	312,200	365,400	425,400			
115	312,500	365,900	425,700			

職務の級 号給	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額	5級 基本給月額	6級 基本給月額
116	312,800	366,300	426,000			
117	313,100	366,700	426,200			
118	313,500	367,100				
119	313,900	367,600				
120	314,300	368,000				
121	314,500	368,300				
122	314,700	368,700				
123	315,000	369,200				
124	315,300	369,500				
125	315,600	369,900				
126	315,800	370,400				
127	316,100	370,900				
128	316,500	371,300				
129	316,800	371,700				
130	317,100	372,200				
131	317,500	372,700				
132	317,700	373,200				
133	317,900	373,700				
134	318,200	374,200				
135	318,500	374,700				
136	318,700	375,200				
137	319,000	375,700				
138	319,200	376,200				
139	319,500	376,700				
140	319,800	377,200				
141	320,100	377,700				
142	320,500					
143	320,900					
144	321,300					
145	321,500					
146	321,900					
147	322,200					
148	322,600					
149	322,800					
150	323,200					
151	323,500					
152	323,900					
153	324,100					
154	324,500					
155	324,900					
156	325,300					
157	325,500					

別表第4（第3条関係）
教育職基本給表（二）

H28. 4. 1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	155,200	199,500	328,300	415,800
2	156,700	201,200	330,500	417,800
3	158,200	202,900	332,800	419,800
4	159,700	204,600	334,900	421,600
5	161,400	206,400	337,200	423,100
6	163,300	208,200	339,400	424,800
7	165,100	210,000	341,700	426,700
8	166,900	211,700	344,000	428,600
9	168,700	213,300	345,900	430,100
10	170,800	215,200	348,000	432,000
11	172,800	217,100	350,200	433,900
12	174,800	219,000	352,300	435,700
13	176,800	220,700	354,300	437,400
14	179,100	222,700	356,400	439,200
15	181,400	224,700	358,500	440,900
16	183,700	226,700	360,600	442,700
17	185,800	228,500	362,400	444,500
18	188,400	231,300	364,300	446,400
19	190,900	234,100	366,300	448,300
20	193,400	236,900	368,300	450,200
21	195,800	239,300	369,700	451,800
22	197,500	242,100	371,600	453,500
23	199,200	244,700	373,500	455,400
24	200,900	247,400	375,400	457,100
25	202,400	249,900	376,900	458,800
26	204,100	252,400	378,700	460,400
27	205,800	254,900	380,500	462,000
28	207,400	257,200	382,400	463,500
29	209,000	259,800	384,300	464,900
30	210,700	262,200	386,200	466,200
31	212,400	264,400	388,100	467,500
32	214,100	266,600	390,100	468,800
33	215,700	268,700	392,000	469,900
34	217,500	271,000	393,600	470,600
35	219,300	273,300	395,100	471,300
36	221,100	275,400	396,800	472,000
37	222,700	277,600	398,200	472,600
38	224,500	279,600	399,700	
39	226,300	281,500	401,100	
40	228,100	283,500	402,400	
41	229,700	285,400	403,800	
42	231,400	287,800	405,200	
43	233,000	290,100	406,600	
44	234,600	292,600	408,100	
45	236,200	294,700	409,500	
46	237,600	297,200	411,000	
47	238,900	299,500	412,500	
48	240,100	302,200	414,100	
49	241,700	304,700	415,600	
50	243,200	307,100	417,300	
51	244,400	309,600	419,000	
52	245,900	311,900	420,600	
53	247,100	314,100	422,000	
54	248,300	316,300	423,600	
55	249,700	318,400	425,200	
56	250,800	320,600	426,800	

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	252,000	322,700	428,400	
58	253,100	324,800	429,900	
59	254,200	327,000	431,100	
60	255,400	329,000	432,300	
61	256,800	331,000	433,400	
62	258,100	333,100	434,800	
63	259,500	335,300	436,300	
64	260,700	337,500	437,600	
65	262,000	339,400	438,600	
66	263,500	341,600	439,900	
67	265,000	343,700	441,100	
68	266,700	345,900	442,300	
69	268,200	347,800	443,300	
70	269,500	349,700	444,500	
71	270,800	351,800	445,700	
72	272,100	353,800	446,900	
73	273,400	355,600	448,100	
74	274,800	357,500	448,600	
75	276,200	359,300	449,000	
76	277,400	361,200	449,400	
77	278,800	363,100	450,100	
78	280,100	364,800		
79	281,400	366,500		
80	282,700	368,100		
81	283,600	369,500		
82	284,900	371,100		
83	286,200	372,700		
84	287,500	374,200		
85	288,400	375,300		
86	289,600	376,700		
87	290,700	378,100		
88	291,900	379,400		
89	293,000	380,600		
90	294,100	381,900		
91	295,300	383,100		
92	296,500	384,400		
93	297,300	385,400		
94	298,200	386,700		
95	299,200	388,100		
96	300,300	389,400		
97	301,500	390,700		
98	302,600	391,700		
99	303,600	392,800		
100	304,700	393,800		
101	305,600	394,500		
102	306,700	395,500		
103	307,800	396,600		
104	308,800	397,700		
105	309,400	398,700		
106	310,200	399,500		
107	311,000	400,300		
108	311,700	401,100		
109	312,700	401,900		
110	312,900	402,800		
111	313,400	403,600		
112	314,000	404,400		
113	314,600	405,300		
114	315,100	406,000		
115	315,700	406,700		

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
116	316,300	407,400		
117	316,700	407,800		
118	317,200	408,400		
119	317,600	408,900		
120	318,100	409,400		
121	318,400	409,700		
122	319,000	410,000		
123	319,600	410,300		
124	320,200	410,500		
125	320,600	410,700		
126	320,900	411,000		
127	321,200	411,300		
128	321,400	411,500		
129	321,600	411,700		
130	321,900	412,000		
131	322,200	412,300		
132	322,500	412,500		
133	322,600	412,700		
134	322,800	413,000		
135	323,100	413,300		
136	323,500	413,500		
137	323,700	413,700		
138	323,900	414,000		
139	324,200	414,300		
140	324,500	414,500		
141	324,700	414,700		
142	324,900	415,000		
143	325,200	415,300		
144	325,400	415,500		
145	325,700	415,700		
146	325,900			
147	326,100			
148	326,300			
149	326,600			
150	326,800			
151	327,100			
152	327,400			
153	327,700			

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の基本給月額は、この表の額に7，700円を加算した額とする。

別表第5（第3条関係）
教育職基本給表（三）

H28. 4. 1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	155,200	171,100	289,000	405,900
2	156,700	173,200	291,600	407,500
3	158,200	175,300	294,500	409,100
4	159,700	177,500	297,000	410,700
5	161,400	179,500	299,500	411,800
6	163,300	181,800	301,900	413,200
7	165,100	184,100	304,200	414,700
8	166,900	186,400	306,600	416,300
9	168,700	188,500	309,000	417,600
10	170,800	191,300	311,600	419,100
11	172,800	194,000	314,300	420,600
12	174,800	196,700	317,200	422,000
13	176,800	199,500	319,700	423,500
14	179,100	201,200	321,700	424,800
15	181,400	202,900	323,700	426,100
16	183,700	204,600	326,000	427,400
17	185,800	206,400	328,300	428,700
18	188,400	208,200	330,500	430,000
19	190,900	210,000	332,800	431,200
20	193,400	211,700	334,900	432,500
21	195,800	213,300	337,200	433,600
22	197,500	215,200	339,400	434,800
23	199,200	217,100	341,700	436,200
24	200,900	219,000	344,000	437,500
25	202,400	220,700	345,900	438,800
26	204,100	222,700	347,700	440,000
27	205,800	224,700	349,600	441,000
28	207,400	226,700	351,500	442,100
29	208,900	228,500	353,300	443,100
30	210,600	231,300	355,100	443,900
31	212,300	234,100	356,800	444,700
32	214,000	236,900	358,700	445,600
33	215,500	239,300	360,300	446,500
34	217,200	242,100	362,000	447,000
35	218,900	244,700	363,700	447,500
36	220,600	247,400	365,500	448,000
37	222,100	249,900	367,300	448,500
38	223,800	252,400	368,900	
39	225,500	254,900	370,500	
40	227,200	257,200	372,200	
41	228,700	259,800	373,200	
42	230,400	262,200	374,600	
43	232,000	264,400	376,000	
44	233,600	266,600	377,500	
45	235,300	268,700	378,900	
46	236,800	271,000	380,600	
47	238,200	273,300	382,300	
48	239,600	275,400	383,900	
49	241,000	277,600	385,300	
50	242,400	279,600	386,800	
51	243,900	281,500	388,300	
52	245,100	283,600	389,700	
53	246,200	285,400	390,600	
54	247,600	287,800	392,000	
55	248,800	290,100	393,300	
56	250,000	292,600	394,300	

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	251,200	294,700	395,400	
58	252,400	297,200	396,500	
59	253,500	299,500	397,600	
60	254,700	302,200	398,900	
61	256,000	304,700	400,000	
62	257,200	307,100	401,200	
63	258,400	309,600	402,600	
64	259,300	311,900	403,900	
65	260,400	314,100	405,300	
66	261,800	316,300	406,500	
67	263,200	318,400	407,700	
68	264,700	320,600	408,800	
69	266,300	322,700	409,800	
70	267,800	324,800	410,900	
71	269,300	327,000	412,000	
72	270,700	329,000	413,100	
73	271,800	330,900	414,000	
74	273,000	333,000	414,800	
75	274,300	335,200	415,500	
76	275,500	337,400	416,000	
77	276,900	339,300	416,300	
78	278,000	341,200	416,800	
79	279,200	343,100	417,300	
80	280,400	344,900	417,800	
81	281,500	346,700	418,000	
82	282,400	348,600	418,300	
83	283,600	350,300	418,700	
84	284,800	352,200	418,900	
85	285,800	353,500	419,200	
86	286,700	355,100	419,600	
87	287,600	356,600	420,000	
88	288,600	358,100	420,300	
89	289,700	359,500	420,700	
90	290,600	360,800	421,000	
91	291,500	362,200	421,300	
92	292,400	363,600	421,500	
93	292,800	365,100	421,700	
94	293,500	366,400		
95	294,200	367,700		
96	295,000	368,900		
97	295,800	369,700		
98	296,600	370,800		
99	297,400	371,900		
100	298,100	373,000		
101	299,000	373,600		
102	299,500	374,500		
103	300,000	375,400		
104	300,500	376,300		
105	300,700	377,200		
106	301,000	378,200		
107	301,300	379,100		
108	301,500	380,100		
109	301,700	381,100		
110	301,900	382,000		
111	302,100	382,900		
112	302,400	383,800		
113	302,600	384,500		
114	302,900	385,500		
115	303,200	386,500		

職務の級 号給	1級 基本給月額	2級 基本給月額	3級 基本給月額	4級 基本給月額
116	303,500	387,500		
117	303,900	388,300		
118	304,200	388,900		
119	304,500	389,600		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,600		
126		394,400		
127		395,000		
128		395,700		
129		396,400		
130		396,900		
131		397,300		
132		397,700		
133		398,200		
134		398,500		
135		398,800		
136		399,100		
137		399,400		
138		399,700		
139		400,000		
140		400,300		
141		400,600		
142		400,900		
143		401,200		
144		401,500		
145		401,700		
146		402,000		
147		402,300		
148		402,500		
149		402,700		
150		403,000		
151		403,300		
152		403,500		
153		403,700		
154		404,000		
155		404,300		
156		404,500		
157		404,700		

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の基本給月額は、この表の額に7，500円を加算した額とする。

別表第6（第3条関係）
医療職基本給表（一）

H28. 4. 1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100	
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500	
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200	
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700	
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100	
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500	
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900	
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300	
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700	
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100	
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400	
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700	
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100	
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400	
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700	
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000	
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000		
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300		
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600		

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900		
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200		
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500		
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900		
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100		
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400		
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700		
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000		
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200		
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100			
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800			
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400			
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800			
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300			
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800			
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300			
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900			
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400			
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000			
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600			
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100			
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600			
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100			
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600			
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900			
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400			
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800			
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200			
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600			
86		288,700	324,600	345,500				
87		288,900	324,800	345,800				
88		289,100	325,200	346,100				
89		289,500	325,600	346,500				
90		289,700	326,000	346,800				
91		289,900	326,400	347,200				
92		290,100	326,800	347,500				
93		290,500	327,100	347,900				
94		290,700	327,300	348,200				
95		290,900	327,700	348,500				
96		291,200	328,000	348,800				
97		291,600	328,200	349,100				
98		291,900	328,500	349,500				
99		292,100	328,800	349,900				
100		292,400	329,100	350,300				
101		292,700	329,300	350,800				
102		292,900	329,600	351,200				
103		293,100	330,000	351,600				
104		293,400	330,200	352,000				
105		293,700	330,300	352,500				
106			330,600					
107			331,000					
108			331,200					
109			331,400					
110			331,800					
111			332,200					
112			332,600					
113			332,800					

別表第7（第3条関係）
医療職基本給表（二）

H28. 4. 1−

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400		
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800		
94	280,900	314,200	347,600	365,600			
95	281,800	314,900	348,300	366,000			
96	282,800	315,500	348,900	366,300			
97	283,600	316,200	349,300	366,900			
98	284,400	316,500	349,700	367,400			
99	285,000	317,100	350,200	367,900			
100	285,900	317,800	350,600	368,400			
101	286,700	318,200	351,100	369,000			
102	287,500	318,800	351,500	369,500			
103	288,300	319,400	352,000	370,000			
104	289,100	320,000	352,400	370,400			
105	289,800	320,400	352,700	371,000			
106	290,300	320,900	353,200	371,500			
107	290,800	321,400	353,600	372,000			
108	291,300	321,900	353,900	372,500			
109	291,500	322,300	354,400	373,100			
110	291,800	322,700	354,900	373,500			
111	292,000	323,000	355,400	374,000			
112	292,400	323,300	355,900	374,500			
113	292,700	323,700	356,400	375,100			
114	292,900	324,100	356,900				
115	293,300	324,500	357,400				

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
116	293,600	324,800	357,800				
117	293,900	325,000	358,200				
118	294,200	325,300	358,600				
119	294,500	325,700	359,100				
120	294,900	325,900	359,600				
121	295,200	326,100	360,000				
122	295,600	326,400	360,500				
123	295,900	326,700	361,000				
124	296,300	327,000	361,500				
125	296,500	327,200	361,800				
126	296,700	327,500					
127	297,000	327,900					
128	297,400	328,100					
129	297,600	328,200					
130	297,900	328,500					
131	298,300	328,900					
132	298,700	329,100					
133	298,900	329,400					
134	299,200	329,800					
135	299,600	330,200					
136	299,900	330,600					
137	300,100	330,900					
138	300,400	331,300					
139	300,800	331,700					
140	301,100	332,100					
141	301,300	332,400					
142	301,700	332,800					
143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						
166	308,800						
167	309,100						
168	309,400						
169	309,800						

別表第8(第3条関係)

特別職基本給表　　H27. 4. 1-

号給	基本給月額
	円
1	570,000
2	630,000
3	700,000
4	760,000
5	810,000
6	890,000
7	960,000
8	1,030,000
9	1,100,000
10	1,170,000

別表第 9(第 12 条関係)

教職員昇給号給数

昇給区分	A	B	C	D	E
55 歳未満	8 号給	6 号給	4 号給 (特定教職員は 3 号給)	2 号給	0
55 歳以上	2 号給	1 号給	0	0	0

備　考

一般職基本給表(二)の適用者は、「55 歳未満」を「57 歳未満」に、「55 歳以上」を「57 歳以上」とする。